

火災警報器の工事が終了

5月29日から6月7日までの10日間にホ号棟の各戸に火災警報器を設置する工事がありました。

来年度より東京都の条例で設置が義務化されるので管理組合としては、

- (1) まとめれば費用が安くなる。
- (2) いのちにかかわる大切な問題。

の2点から皆様の貴重な財産である修繕積立金より支出する事を5月27日の総会で決定し、工事が開始されました。

工事予定日の変更を申出られた方が79名、自分で取付けるという方が32名、居り皆様の希望どおり無事終了いたしました。

これで空家を除き、市で設置したのみの方と自己設置の方を含めてホ号棟は100%設置完了となりました。また、代金支払い後一年間の保証書は管理組合に保管してあります。

注意！

ゴキブリ退治のバルサンなどを焚く時は

必ず「火災警報器具」をはずしてください！

(左へ回すとはずれます。)

